

「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」の一部改正について（案）

2022年2月10日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p>第1条～第5条：省略</p> <p>（利用者毎のリスク評価・<u>移転関連情報の取得及び通知</u>）</p> <p>第6条 会員は、取り扱う暗号資産及び取引形態、国・地域、利用者属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果、取引開始時、継続時、終了時に確認した情報（<u>本条の規定に基づき取得した情報を含む。</u>）を総合的に考慮し、全ての利用者について、リスク評価を実施しなければならない。また、<u>リスクの高低を客観的に示す指標（利用者リスク格付）を導入し、これを随時見直すなど、継続的かつ実効性のある体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>2 会員は、利用者から暗号資産を当該会員とは別の暗号資産交換業者又は資金決済に関する法律第2条第9項に規定する外国暗号資産交換業者であって犯収法第4条、第6条、第7条及び第8条の規定並びに第3項乃至第6項に相当する規定を含む法令又は規則が施行されていない国を除く外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に所在する者（以下「規制対象外国暗号資産交換業者」といい、暗号資産交換業者と併せて、以下「暗号資産交換業者等」という。）の管理するアドレス宛に送付して受取人に当該暗号資産の価値を移転させることを内容とする依頼を受けて、これ</p>	<p>第1条～第5条：省略</p> <p>（利用者毎のリスク評価）</p> <p>第6条 会員は、取り扱う暗号資産及び取引形態、国・地域、利用者属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果、取引開始時、継続時、終了時に確認した情報を総合的に考慮し、全ての利用者について、リスク評価を実施しなければならない。また、<u>リスク評価方法を随時見直すなど、継続的かつ実効性のある体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>（新設）</p>

<p>を引き受けて遂行する取引（以下「暗号資産交換業者等宛暗号資産移転取引」という。）を行う場合において暗号資産を暗号資産交換業者等に送付するときは、送付に先立ち、次の各号に掲げる事項の情報を、送付を依頼する利用者（以下「送付依頼人」という。）から取得しなければならない。</p> <p>(1) 受取人に係る情報</p> <p>① 送付先の暗号資産アドレス</p> <p>② 受取人が送付依頼人本人か否か、送付依頼人本人でない場合は受取人の氏名、住所（法人の場合は名称、本店又は主たる事務所の所在地）に関する情報</p> <p>③ 暗号資産交換業者等の名称</p> <p>(2) その他当該暗号資産交換業者等宛暗号資産移転取引のリスク評価のために必要な情報並びに外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）、その関連法令及びガイドラインの規定に従い取得が求められる情報(当該暗号資産交換業者等宛暗号資産移転取引の目的を含むがこれに限らない。)</p> <p>3 会員は、暗号資産交換業者等宛暗号資産移転取引を行う場合において、暗号資産を前項に基づき利用者から申告を受けた暗号資産交換業者等に送付するとき又は当該暗号資産交換業者等への暗号資産の送付を別の暗号資産交換業者等に委託するときは、①送付依頼人の氏名（法人の場合は名称）、②送付依頼人の暗号資産アドレス、③送付依頼人の住所（法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）又は顧客識別番号、④受取人の氏名（法人の場合は名称）、⑤送付先の暗号資産アドレス（以下「必須情報」という。）を通知して行うものとし、かかる通知にあたっては①乃至③の情報について</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>正確性を確認し、通知した必須情報を保存しなければならない。</p>	
<p>4 会員は、他の会員から前項の規定又は本項の規定による通知を受け暗号資産の送付の委託又は再委託を受けた場合において、当該委託又は再委託に従って暗号資産を送付するとき又は当該委託又は再委託に従って暗号資産の送付を別の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知し、通知した情報を保存しなければならない。</p>	(新設)
<p>5 会員は、規制対象外国暗号資産交換業者から第3項乃至第6項の規定に相当する外国の法令又は規則の規定による通知を受けて暗号資産の送付の委託又は再委託を受けた場合において、当該委託又は再委託に従って暗号資産を送付するとき又は当該委託又は再委託に従った暗号資産の送付を別の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知し、通知した情報を保存しなければならない。</p>	(新設)
<p>6 会員は、他の会員から前項の規定又は本項の規定による通知を受け暗号資産の送付の再委託を受けた場合において、当該再委託に従って暗号資産を送付するとき又は当該再委託に従った暗号資産の送付を別の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知し、通知した情報を保存しなければならない。</p>	(新設)
<p>7 会員は、第3項乃至第6項に基づき規制対象外国暗号資産交換業者に必須情報の通知を行う前に、当該規制対象外国暗号資</p>	(新設)

<p>産交換業者が、マネロン・テロ資金供与リスクに対応する有効な規制に服していること等の確認を行わなければならない。</p>	
<p>8 会員は、前項に基づく確認が行われていない規制対象外国暗号資産交換業者に第3項乃至第6項に従って通知して暗号資産を送付する場合、第2項に従って取得した情報に加え、当該暗号資産の送付のリスク評価のために必要な情報を取得した上、取得した情報に照らし送付に係るリスクを評価して送付しなければならず、当該リスクに応じ送付拒絶を含む適切な対応を行うものとする。</p>	(新設)
<p>9 会員は、外国所在暗号資産取引業者（外国に所在して業として暗号資産交換業に係る取引を行う者をいう。以下同じ。）との間で暗号資産の送付を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合は、当該契約を締結する前に、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。</p> <p>(1) ①当該外国所在暗号資産取引業者が、犯収法第4条、第6条、第7条及び第8条の規定並びに第3項乃至第6項の規定による措置に相当する措置（以下「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、②取引時確認等相当措置の実施に関し、犯収法第15条から第18条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態(①及び②)を満たしてい</p>	(新設)

<p>る状態を、次号において単に「監督を受けている状態」という。)にあること</p> <p>(2) 当該外国所在暗号資産取引業者が、外国所在暗号資産取引業者であって監督を受けている状態にないものとの間で暗号資産移転取引を継続的に又は反復して行っていないこと</p>	
<p>10 会員は、暗号資産交換業者等から第3項乃至第6項の規定又はかかる規定に相当する外国の法令又は規則の規定に基づき必須情報の通知を受けた場合、当該必須情報のうち第3項④及び⑤の情報について正確性を確認の上、通知を受けた当該必須情報を保存しなければならない。</p>	(新設)
<p>11 会員は、利用者から暗号資産を受取人の管理するアドレス宛又は規制対象外国暗号資産交換業者に該当しない外国所在事業者（受取人のために暗号資産の送付を受ける外国に所在する事業者全てを含み、外国所在暗号資産取引業者に限らない。以下同じ。）の管理するアドレス宛に送付して受取人に当該暗号資産の価値を移転させることを内容とする依頼を受けて、これを引き受けて遂行すること（以下「受取人等宛暗号資産移転取引」という。）を行う場合において暗号資産を送付するときは、送付に先立ち、次の各号に掲げる事項の情報を取得しなければならない。</p> <p>(1) 受取人に係る情報</p> <p>① 送付先の暗号資産アドレス</p> <p>② 受取人が送付依頼人本人か否か、送付依頼人本人でない場合は受取人の氏名、住所（法人の場合は名称、本店又は主たる事務所の所在地）に関する情報</p>	(新設)

<p>③ 送付先が規制対象外国暗号資産交換業者に該当しない外国所在事業者の管理するアドレスである場合、当該外国所在事業者の名称</p> <p>(2) その他当該受取人等宛暗号資産移転取引のリスク評価のために必要な情報並びに外為法、その関連法令及びガイドラインの規定に従い取得が求められる情報(当該受取人等宛暗号資産移転取引の目的を含むがこれに限らない。)</p> <p>12. 会員は、受取人等宛暗号資産移転取引を行う場合は、前項に従い取得した情報に照らし送付に係るリスクを評価して送付しなければならず、当該リスクに応じ送付拒絶を含む適切な対応を行うものとする。</p> <p>13 会員は、その管理する暗号資産アドレス宛に暗号資産の送付を受けた場合において、当該送付が自らに口座を保有する利用者に当該暗号資産の価値を移転させることを目的としたものであるとみとめられ、かつ第 10 項に規定する当該送付に係る必須情報の通知を暗号資産交換業者等から受け取らなかった場合は、当該暗号資産の送付のリスク評価のために必要な送付人に関する情報で合理的に取得可能なものを取得するものとする。</p> <p>14. 第 2 項乃至第 13 項の規定は、犯収法及びその関連法令、外為法及びその関連法令、資金決済に関する法律及びその関連法令並びに FATF 基準及び FATF 公表文書の変更に伴い、必要に応じ見直されるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------------------

<p>15. <u>会員は、第 2 項乃至第 13 項の規定に基づく業務を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及びその関連法令（ガイドラインを含む。）に従い、個人情報（個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の適切な取り扱いを確保するための措置を講じるものとする。</u></p> <p>第 7 条以降省略</p> <p>附則 この規則は、2018 年 10 月 24 日から施行する。</p> <p>附則（2020 年 4 月 24 日決議） この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>第 1 条（施行日）</u> <u>この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>第 2 条（経過規定）</u> <u>1. 2022 年 4 月 1 日から犯収法において第 6 条第 3 項に定める通知義務に関連する規定が設けられ当該規定が施行される日までの期間において第 6 条第 3 項乃至第 9 項が適用される暗号資産交換業者等宛暗号資産移転取引は、利用者から、邦貨換算額 10 万円を超えるビットコイン及びイーサリアムを暗号資産交換業者の管理するアドレス宛に送付して利用者と同一の自然人又は法人である受取人に当該暗号資産の価値を移転</u></p>	<p>（新設）</p> <p>第 7 条以降省略</p> <p>附則 この規則は、2018 年 10 月 24 日から施行する。</p> <p>附則（2020 年 4 月 24 日決議） この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---

させることを内容とする依頼を受け、これを引き受けて遂行する取引とする。

2. 2022年4月1日から犯収法において第6条第3項に定める通知義務に関連する規定が設けられ当該規定が施行される日までの期間において、第6条第12項及び第13項について以下の規定を適用する。

12.会員は、受取人等宛暗号資産移転取引を行う場合は、前項に従い取得した情報に照らし送付に係るリスクを評価して送付し、当該リスクに応じ送付拒絶を含む適切な対応を行うよう努めるものとする。

13.会員は、その管理する暗号資産アドレス宛に暗号資産の送付を受けた場合において、当該送付が自らに口座を保有する利用者に当該暗号資産の価値を移転させることを目的としたものであるとみとめられ、かつ第10項に規定する当該送付に係る必須情報の通知を暗号資産交換業者等から受け取らなかった場合は、当該暗号資産の送付のリスク評価のために必要な送付人に関する情報で合理的に取得可能なものを取得するよう努めるものとする。

3. 2022年4月1日から犯収法において第6条第3項に定める通知義務に関連する規定が設けられ当該規定が施行される日までの期間において、会員は、第6条第3項に規定する必須情報の通知が送付に係る暗号資産の移転前又は移転と同時に行われるための措置、通知に係る必須情報のうち受取人に関する情報が不正確である場合に送付に係る暗号資産の移転が行われないための措置又はかかる場合に送付に係る暗号資産の移転が行われたとしても受取人が当該暗

<p>号資産を利用できないようにするための措置を講じることのできる体制を整備するよう努めることとする。</p> <p>4. 2022年4月1日から2022年9月30日までの期間において、第6条第2項(1)②に掲げる受取人の住所に関する情報及び同項(2)に掲げる情報の取得義務及び第6条第11項(1)②に掲げる受取人の住所に関する情報及び同項(2)に掲げる情報の取得義務を適用しない。</p>	
---	--